

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

令和3年4月30日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

大学卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政A	35	企画・立案、経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等
行政B I	1	
行政B II	1	
行政C（職務経験者）	6	
心理判定	4	心理相談、心理検査、心理診断、知能検査、カウンセリング、心理治療等
保健師	5	感染症予防、健康づくり、精神保健、母子保健に関する相談支援・教育等
化学	3	環境保全、廃棄物対策、地球温暖化防止対策、調査研究・分析等
農芸化学	2	食品衛生、生活衛生、環境保全、廃棄物対策、調査研究・分析等
動物・食品衛生	3	動物愛護管理、食品衛生、生活衛生、試験検査・調査研究等
農学（一般）	13	農業振興、農産物の生産技術指導、担い手育成、試験研究等
農業農村工学	3	農地・水路等の整備、農村振興、計画策定・積算、工事監督等
畜産	1	畜産振興、企画立案、生産技術指導、試験研究等
水産	2	海面・内水面漁業振興、漁業調整・取締、水産資源調査、増殖技術開発等
林学	9	森林整備、治山・林道施設の整備、木材の加工・利用促進、森林病虫害対策、木育・林業技術の普及等
電気	1	水力発電所建設・管理、工業用水道管理、電気設備の保守管理等
土木A	6	道路・河川・ダム・空港・港湾・下水道等の整備・維持管理、計画、設計・積算等
土木B（職務経験者）	2	
建築	2	営繕業務、建築指導、住宅政策、建築関係法令に係る相談等
教育行政A	4	企画・立案、経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等
教育行政B（職務経験者）	3	

※ 行政B Iはスポーツ分野、B IIは海外留学、青年海外協力隊、高度な社会貢献活動（ボランティア活動、NPO活動）、芸術・文化、その他の分野の区分である。

3 給与

初任給は、令和3年4月1日現在、原則として「保健師」は医療職給料表（三）2級11号給（月額212,334円）、それ以外の職種は行政職給料表1級25号給（月額181,928円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者（「保健師」を除く。この場合において、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 行政A、行政B I・II、心理判定、化学、農学（一般）、農業農村工学、畜産、水産、林学、電気、土木A、建築及び教育行政A

次のいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

イ 平成12年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは令和4年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの

(2) 行政C（職務経験者）、教育行政B（職務経験者）

次の両方の要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和37年4月2日以降に生まれた者

イ 次のいずれかの職務経験を有する者

- (ア) 民間企業等における職務経験年数が5年以上である者（会社員、自営業者等）
- (イ) 国家公務員又は地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）の職務経験年数が5年以上である者（臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員及び任期付職員を除く。）

※ 受験申込期日までに5年に達する者を含む。

(3) 保健師

(1)の要件を満たす者で、保健師の免許を有するもの又は令和3年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

(4) 農芸化学

(1)の要件を満たす者で、次のいずれかに該当するものが受験できる。

ア 大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者

イ 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者

(5) 動物・食品衛生

(1)の要件を満たす者で、大学等において畜産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業したもの又は令和4年3月31日までに卒業見込みのもの

(6) 土木B（職務経験者）

次の両方の要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和37年4月2日以降に生まれた者

イ 次のいずれかの職務経験を有する者

(ア) 民間企業等における土木関係の設計、施工監理の職務経験年数が5年以上である者（受験申込期日において秋田県内に本社がある企業に在職する者を除く。）

(イ) 国家公務員又は地方公務員（秋田県外の地方公共団体に限る。）の土木関係の設計、施工監理の職務経験年数が5年以上である者（臨時職員、会計年度任用職員等の非常勤職員及び任期付職員を除く。）

※ 受験申込期日までに5年に達する者を含む。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

令和3年6月20日（日）

イ 場所

秋田市、東京都

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Ⅰを行う。ただし、「行政BⅠ・Ⅱ」、「行政C（職務経験者）」及び「教育行政B（職務経験者）」は、専門試験に代えて論文試験Ⅱを行う。また、「保健師」は、専門試験を行わない。

なお、論文試験Ⅰの評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

令和3年6月下旬に、秋田県庁本庁舎正面玄関の公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

令和3年7月13日（火）から同月17日（土）及び同年8月6日（金）から同月10日（火）

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。また、「行政BⅠ・Ⅱ」、「行政C（職務経験者）」及び「教育行政B（職務経験者）」を除く試験区分において、一定レベル以上の外国語能力（英語、韓国語、中国語、ロシア語）を有することを証する資格等を取得している受験者に対し加点を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

令和3年8月下旬に、秋田県庁本庁舎正面玄関の公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、次の場合は採用候補者名簿から削除される。

ア 「保健師」の最終合格者で、保健師の免許を取得見込みのものが、令和3年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合

イ 「農芸化学」の最終合格者で、大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業できなかった場合又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業できなかった場合

ウ 「動物・食品衛生」の最終合格者で、大学等において畜産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業できなかった場合

(2) 採用予定時期

令和4年4月以降（採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験の申込み

受験希望者は、秋田県電子申請・届出サービスを使用して申込み手続を行う。

(2) 申込受付期間

令和3年5月6日（木）午前8時30分から同月21日（金）午後5時まで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

令和3年4月30日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

短大卒業程度試験

高校卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員(人)	職務内容
短大卒業程度	一般事務	4	経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等
	土木	2	道路・河川・ダム・空港・港湾・下水道等の整備・維持管理、計画、設計・積算等
	教育事務	2	経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等
高校卒業程度	一般事務 a 一般事務 b ※	計 5	経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等
	農業農村工学	3	農地・水路等の整備、農村振興、計画策定・積算、工事監督等
	林学	3	森林整備、治山・林道施設の整備、木材の加工・利用促進、森林病害虫対策、木育・林業技術の普及等
	電気	1	水力発電所建設・管理、工業用水道管理、電気設備の保守管理等発
	土木	3	道路・河川・ダム・空港・港湾・下水道等の整備・維持管理、計画、

		設計・積算等
教育事務	16	経理、予算、広報、調査、指導、渉外・折衝等

※ 一般事務には次の2つの区分がある。

一般事務 a 秋田県全域を勤務地とする者

一般事務 b 主に県北地域（鹿角、北秋田及び山本地域振興局管内）での勤務を希望する者

なお、一般事務 b で受験した者を一般事務 a の合格とする場合がある。

3 給与

初任給は、令和3年4月1日現在、原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大卒業程度	行政職給料表	1級15号給	162,396円
高校卒業程度	行政職給料表	1級5号給	149,610円

また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 短大卒業程度試験

平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

(2) 高校卒業程度試験

平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは令和4年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

令和3年9月26日（日）

イ 場所

秋田市

ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び作文試験を行う。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「教育事務」は専門試験を行わない。

なお、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

令和3年10月上旬に、秋田県庁本庁舎正面玄関の公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

令和3年10月20日（水）から同月22日（金）及び同年11月10日（水）から同月12日（金）

イ 場所

秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

令和3年11月下旬に、秋田県庁本庁舎正面玄関の公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

令和4年4月以降（採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定が適用されない。）

7 受験手続

(1) 受験の申込み

受験希望者は、秋田県電子申請・届出サービスを使用して申込み手続を行う。

(2) 申込受付期間

令和3年7月26日（月）午前8時30分から同年8月20日（金）午後5時まで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。